

令和7年度 第22回庁議要旨

日時：令和8年2月3日（火）

午前9時～午前9時40分

会場：庁議室

[審議事項]

1 庁舎内における撮影等に係る取扱いの見直しについて（総務部）

近年、行政庁舎内や議場を許可なく撮影し、さらにはSNSに投稿するなど、従来は想定していなかった迷惑行為が全国の自治体で発生している。

本市においても、令和6年に庁舎内を無断で撮影された動画が中国のSNSに投稿される事案が発生したほか、窓口等において動画を撮影する行為も散見され、職員からの相談もあり、特に窓口業務などでは細心の注意が必要となっている。

庁舎内における撮影等に係る取扱いを見直すもの。

(1) 主な内容

「庁舎内での写真の撮影、録画、録音その他これに類する行為（市が行う発表、記者会見等において報道機関が行うもの、市の職員が職務上行うものその他公務の執行に明らかに支障がないものとして庁舎管理者が認めたものを除く。）」について、庁舎管理者の許可を必要とする行為に追加する。

また、「庁舎の保全、秩序の維持若しくは事故等の防止に支障を来す行為又は公務の円滑な執行を妨げる行為」について、禁止行為に追加する。

(2) 今後の予定

令和8年3月 庁内外へ事前周知

石巻市庁舎管理規則の一部改正（施行予定年月日：令和8年4月1日）

2 一般社団法人日本建設機械レンタル協会東北ブロックとの災害時における応急対策資機材のレンタルに関する協定締結について（危機管理部）

災害時は、多くの市民が避難所生活を余儀なくされ、本市が保有する避難所物品のみでは、発災直後から必要となる資機材を十分に確保することが困難な状況にある。断水が発生した場合、避難所におけるトイレの確保は、被災者の健康維持や生活環境の悪化防止の観点から極めて重要であり、対応が遅れることで衛生環境の悪化や健康被害を招くおそれがある。また、近年、夏季における災害級の暑さにより、避難所等での熱中症対策が必要となっており、発災直後において速やかに使用可能な仮設トイレ等の応急対策資機材を確保することが、喫緊の課題となっている。

令和7年7月、本市から一般社団法人日本建設機械レンタル協会東北ブロックへ、災害時における応急対策資機材のレンタルに関する協定の締結を申し入れ、協定内容について協議を進めてきた。

協議が調ったことから、災害時において、迅速かつ円滑に応急対策資機材のレンタルができるよう協定を締結するもの。

(1) 主な内容

ア 協定内容

災害時における避難所生活に必要な応急対策資機材のレンタル

イ 協定締結期間

協定締結の日から令和9年3月31日（1年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

令和8年2月17日 協定締結式（時間：午前11時から 場所：防災センター2階多目的ホール）

3 石巻市離島航路事業者経営安定化補助金交付申請手続の見直しについて（復興企画部）

本補助金については、交付申請及び実績報告を別々に行う運用としており、離島航路事業者及び市双方において事務負担が生じている。

また、補助金交付手続について、市補助金交付規則等との関係をより明確に整理する必要がある。

交付申請及び実績報告手続の簡素化を図るとともに、補助金交付決定、額の確定、取消し及び返還等の規定を整理し、補助金交付事務の効率化及び適正化を図るもの。

(1) 主な内容

石巻市離島航路事業者経営安定化補助金交付申請手続について、次のとおり見直す。

ア 申請・実績報告手続の簡素化

交付申請と実績報告を一体化し、提出時期を会計年度の3月末日に統一。

イ 交付決定及び額確定手続の合理化

交付決定と補助金額の確定を同時に行うこととし、事務の迅速化を図る。

ウ 取消し・返還規定及び帳簿保存義務の整備

交付決定取消し及び返還手続を明確化するとともに、関係書類の保存義務を新設。

※補助対象、補助金額算定方法、補助内容に変更はない。

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市離島航路事業者経営安定化補助金交付要綱一部改正

（施行予定年月日：告示の日から施行）

4 石巻市一般廃棄物処理基本計画の策定について（市民生活部）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされている。本市では、平成27年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、廃棄物の減量と適正処理、リサイクル等を推進してきたところであるが、令和7年度末をもって現計画期間が終了する。

資源・エネルギーを循環的に利用する循環型社会の形成をめぐる近年の社会情勢は大きく変化していることから、その変化に対応した新たな「石巻市一般廃棄物処理基本計画」を策定するもの。

(1) 主な内容

ア 基本方針

みんなでつくる ごみ減量のまち いしのまき

イ 計画期間

令和8年度～令和17年度（10年間）

※概ね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には適切に見直しを行う。

ウ 計画の構成

第1編 計画の基本的事項

計画策定の目的、位置付け

第2編 ごみ処理基本計画

ごみ処理に係る現況の整理、ごみ量の将来予測、減量化・資源化に係る施策と目標設定

第3編 食品ロス削減推進計画

食品ロス削減実態調査の結果と食品ロス削減に係る目標設定

第4編 生活排水処理基本計画

生活排水処理に係る現況と課題の整理、将来予測、生活排水処理に係る計画と目標設定

(2) 今後の予定

令和8年2月 パブリックコメントの実施

3月 第4回石巻市廃棄物対策審議会

石巻市一般廃棄物処理基本計画策定

5 いしのまき観光大使の新規委嘱について（産業部）

観光大使は、観光・物産のPRや、イメージアップなどを担う重要な役割であり、宮城県や仙台市のほか、各自治体で委嘱している。

本市においては、東日本大震災で得た支援者とのつながりなどを大切にし、現在27名1組を委嘱しているが、随時新規委嘱について検討を行ってきた。

観光大使の委嘱により、本市の魅力を広く紹介し、市の観光振興とイメージアップを図るもの。

(1) 主な内容

ア 新規委嘱者（令和8年3月1日付け）

以下の者を、令和8年3月1日付けで、新規にいしのまき観光大使として委嘱するもの。

齋藤 紘也さいとう こうや：K-1 Krush第11代ウェルター級王者、石巻市（蛇田）出身

令和7年12月に開催された「K-1 WORLD GP」の国内最強を決める大会で、石巻市初のK-1 Krushウェルター級チャンピオンとなった。

イ 任期

委嘱した日から起算し3年目の年度の末日まで（再任を妨げず、任期終了前に再任の確認を行う）。

ウ 報酬等

① 無報酬（ただし、市の依頼で旅行をした場合、予算の範囲内において費用弁償を支給する。）

② 観光宣伝に寄与するための名刺、本市に関する情報誌及び資料等を支給する。

(2) 今後の予定

令和8年3月 委嘱状交付、記念品の贈呈

6 目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の変更について（産業部）

令和4年5月の農業経営基盤強化促進法の改正（令和5年4月施行）により、地域の農業課題を実効的に解決し、持続可能な農業の実現を図るため、人・農地プランを発展させた「地域計画」の策定が義務付けられ、この改正を受け、本市では令和7年3月31日までに16地区の地域計画を策定した。

策定した地域計画については、原則年1回の見直しによりブラッシュアップを図ることが求められていることから、各地区において協議の場を開催し、地域全体の見直しについて協議を行った。

地域の協議に基づき、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を変更するもの。

(1) 主な内容

地域計画変更点（全16地区計）

掲載事項	変更後	変更前
1 地域における農業の将来の在り方		
(1) 区域の状況		
区域内の農用地面積	7,999.42ha	8,409.02ha
①農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	7,999.42ha	8,181.59ha
②田の面積	7,847.40ha	8,036.98ha
③畑の面積	152.02ha	372.04ha
2 農業の在り方に向けた農用地の効率かつ総合的な利用に関する目標		
(2) 担い手に対する農用地の集積に関する目標		
現状の集積率	80.94%	82.00%
将来の目標とする集積率	90.89%	93.09%
4 地域内の農業を担う者の一覧		
経営体数	1,071 経営体	1,104 経営体
6 目標地図	変更内容に合わせて更新	

※地域計画掲載事項6項目のうち4項目を変更

(2) 今後の予定

令和8年2月 地域計画（変更）の縦覧公告（2週間）
地域計画の決定、公告、公表、県へ報告

[報告事項]

1 令和7年度石巻市特別表彰について（総務部）

特別表彰は、芸術文化又はスポーツの全国大会、国際大会等において優秀な成績を収めた本市に係るものについて、その榮譽と功績を称え表彰するもの。

(1) 主な内容

【表彰受賞者】 個人10名、団体1件

氏名	学校及び学年	種目	功績
すがわら たかお 菅原 隆夫	—	陸上	日本マスターズ陸上競技選手権2025福岡大会 80～84歳の部男子三段跳び 優勝
ながぬま りょう 永沼 峻	—	カヌー	令和7年度SUBARU日本カヌースプリント選手権大会 男子 カナディアンシングル 1,000m 第1位 500m 第1位 200m 第1位 第79回国民スポーツ大会カヌー競技滋賀2025 男子 カナディアンシングル 500m 第1位 200m 第1位 カヌースプリントアジア選手権大会中国 男子 カナディアンシングル 200m 第3位
ささき なおき 佐々木 尚希	—	躰道	第34回全国社会人躰道優勝大会 男子個人実戦競技 優勝 第58回全日本躰道選手権大会 男子個人実戦競技 優勝
ささき たつま 佐々木 達馬	大谷地小学校 6年	ソフトテニス	第42回全日本小学生ソフトテニス選手権大会 団体戦 優勝 第15回東日本小学生選抜ソフトテニス大会 団体戦 優勝
ちば ひかる 千葉 輝	—	空手	第67回内閣総理大臣杯全国空手道選手権大会 団体戦 都道府県組手の部 優勝
つつい やくも 筒井 八雲	釜小学校 5年	三味線	第22回全国津軽三味線コンクール 団体A 優勝 団体B 優勝 第17回全日本津軽三味線競技会名古屋大会 小学生の部 優勝
はやしそろばん そうごうがくえん 総合学園	—	珠算	第43回全日本珠算技能競技大会 団体総合競技第2部（中学生以上の部） 優勝
はやし りょう 林 諒	石巻高等学校 2年	珠算	第43回全日本珠算技能競技大会 フラッシュ暗算競技第2部（中学生以上の部） 優勝
やまだ しん 山田 伸	—	絵画	再興第110回日本美術院展覧会 内閣総理大臣賞
かめやま ひろあき 亀山 裕昭	—	絵画	第118回日本美術展覧会第2科（洋画） 特選
なかむら たみこ 中村 たみ子	—	絵画	第109回二科展（絵画） 特選

※参考

【表彰基準】

- ・特別表彰は、芸術文化又はスポーツの全国大会、国際大会等において優秀な成績を収めた本市に係るものについて行うものとする。
- ・条例第4条の特別表彰の対象者は、市内に住所を有しているもの又は過去に有したものとす
- る。
- ・条例第4条に規定するスポーツに関する表彰基準は、次に掲げるとおりとする。
 - ① オリンピック大会に出場した個人及び団体
 - ② 世界選手権、アジア大会等の国際大会で入賞した個人及び団体
 - ③ ユニバシールド大会等の国際大会で3位以内に入賞した個人及び団体（年齢別・流派別を除く）
 - ④ 国民体育大会、全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会等権威ある全国規模の競技大会において優勝した個人及び団体
 - ⑤ 世界記録又は日本記録を樹立した個人及び団体
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長がスポーツ競技に特別な成績を収めたと認めた個人及び団体

(2) 今後の予定

令和8年3月27日 特別表彰式（場所：石巻市役所4階庁議室 時間：16時～）

2 入札制度の見直しについて（総務部）

復旧復興事業の終了や、令和6年に発生した官製談合防止法違反事件を受け、入札制度の見直しを図ってきたところであるが、発注件数の減少の影響もあり、入札参加業者の減少による入札不調や、最低制限価格未満入札による失格・不落が発生している状況にある。

また、地元建設業界からは、低入札対策制度の一本化や、手持ち工事件数の見直しによる受注機会の確保等を求められている。

令和8年度に向けた入札制度の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

- ア 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札への低入札価格調査制度の導入
- イ 総合評価落札方式「簡易型」の試行導入
- ウ 手持ち工事制度の見直し
- エ 調査基準価格、数値的判断基準及び最低制限価格の見直し
 - ① 解体工事に係る基準の見直し
 - ② 建設工事に係る調査、設計及び測量の業務に係る基準の見直し
- オ 公共工事の前払金の用途拡大の恒久化

(2) 今後の予定

令和8年2月 市ホームページ等で周知

3月 関係例規の一部改正（施行予定年月日：令和8年4月1日）

4月1日 運用開始

※1 総合評価落札方式「簡易型」の試行導入については令和8年9月1日運用開始

※2 公共工事の前払金の使途拡大の恒久化については決裁の日から施行

3 自動車等運転免許証返納者支援事業の見直し及び拡充について（復興企画部）

令和7年4月から、実証的に運転免許証返納者の費用負担軽減を目的として、市内路線バスに限定しバス助成券の交付を開始したが、申請者数は当初の想定を下回っている状況にある。

実証運行を検証した結果、自宅から目的地までの移動には、基幹公共交通への接続を含むラストワンマイルの移動支援として、路線バス以外の公共交通の利用が望まれているほか、申請期限及び有効期限を利用実態に即して見直すことが必要となった。

また、牡鹿地区においては、中心部へ移動可能な公共交通手段が路線バスに限られており、鉄道や住民バス等が運行する他地区と比較して、住民の移動費用負担を考慮する必要が生じた。

令和7年度に実証的に実施してきた路線バス助成券の交付結果を踏まえ、運転免許証返納者の移動手段の選択肢を拡げるとともに、公共交通の利便性向上及び移動費用の負担軽減を図るもの。

(1) 主な内容

ア 路線バス（変更）

	改正	現行
対象者	右に同じ	①本市の住民基本台帳に記載されている方 ②有効期限内のすべての運転免許証を返納または失効した方（年齢制限なし）
対象人数	右に同じ	1,278人（426人（R5実績）×3年）
申請期限	運転免許取消日の属する会計年度の翌々年度の3月末日 ※ただし、令和7年度における既助成者については、経過措置として本改正後の規定を適用し、助成対象に含める。	運転免許取消日から3年間
助成金額	右に同じ ※ただし、牡鹿地区住民は、他地区と比較して、路線バス利用における費用負担が約4倍程度であり、現行の助成金額との格差が大きいことから、19,200円（200円×96枚）とする。	4,800円（200円×24枚）、1人1回限り
有効期限	助成券交付日の属する会計年度の翌年度の3月末日	なし

イ 住民バス（乗合タクシーを含む）・市民バス（新設）

対象者等は路線バスと同様とし、運賃割引チケットを交付する。

助成金額は、4,800円（200円×24枚）、1人1回限りとする。

ウ 一般タクシー（新設）

対象者等は路線バスと同様とし、運賃割引チケットを交付する。

助成金額は、12,000円（※500円×24枚）、1人1回限りとする。

※助成単価については、自宅又は目的地と基幹公共交通（バス・鉄道）との一般的な接続距離を2kmと設定した場合のタクシー料金が約1,050円程度であることを勘案し、その約半額となる1回当たり500円としたもの。

(2) 今後の予定

- 令和 8 年 2 月 市議会第 1 回定例会に係る予算案について提案
- 3 月 運転免許証返納者に対する住民バス等運賃助成券交付要綱の制定
(施行予定年月日：令和 8 年 4 月 1 日)
- 4 月 宮城県タクシー協会及び各地区住民バス等運行協議会と運転免許証返納者に対する運賃割引制度の導入について協定締結
運転免許証返納者支援事業の見直し及び拡充

4 令和 7 年度税制改正に伴う介護保険料の見直しについて（保健福祉部）

令和 7 年度税制改正における個人住民税に係る給与所得控除について、最低保障額を 55 万円から 65 万円に 10 万円引き上げる見直しが行われたことを踏まえ、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、税制改正の影響により第 1 号保険料の標準段階が変わりうる第 1 号被保険者について、令和 7 年度と同様の判定となるよう見直しが行われた。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料に係る見直しを行うもの。

(1) 主な内容

ア 介護保険料の標準段階に係る基準の見直し

介護保険制度においては、第 1 号被保険者の保険料段階を個人住民税の課税状況や合計所得金額等に基づき設定している。

令和 7 年度の税制改正により、給与所得控除が 10 万円引き上げられ、これにより一部被保険者で市町村民税非課税者が増加し、保険料収入が減少する可能性があることから、介護保険料については「令和 7 年度税制改正前の基準」で判定を継続するための特例を設ける。

《税制改正と介護保険料算定の関係性》

税制改正		介護保険料		
年度	内容	影響	対応	対応年度
平成 30 年度	給与所得控除額 ・・・10 万円減 基礎控除 ・・・10 万円増 (令和 2 年分以後の 所得税等に適用)	所得が 10 万円 増えることで、保 険料段階が上がる 可能性あり。	給与所得から一律 10 万円を控除 し、保険料の実質 的な負担を据え置 き。(※平成 30 年 度から先行対応)	平成 30 年度 ～令和 7 年度
令和 7 年度 (今回)	<u>給与所得控除を 10 万円引き上げ</u>	所得が 10 万円 減ることで、保 険料段階が下がる 可能性あり。	減った 10 万円を 足し戻して判定。 計画外の減収と不 公平を防止する。	令和 8 年度 のみ

イ 前年度非課税者に係る特例減免

令和 7 年度の住民税非課税の者（第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及びすべての世帯員）について、給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和 8 年度も引き続き住民税非課税となるよう就労調整した者に対し、急激な介護保険料の増を避けるため、課税の基準が

ら控除の引上げ分の範囲で就労収入が増加した場合については、介護保険法第142条に定める「特別の理由」に該当するとして、当該者の保険料を令和8年度に限り、住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免する。

ウ その他

本改正は令和8年度の保険料の算定のみに関し適用し、令和9年度以降は新たな介護保険事業計画期間（第10期）となることから、令和7年度見直し後の所得を基準とした上で改めて基準を設定する。

【参考】令和7年度税制改正について（令和7年分の給与所得控除額）

給与の収入金額	給与所得控除額(改正後)	給与所得控除額(改正前)
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超180万円以下	65万円	収入金額×40%－10万円
180万円超190万円以下	65万円	収入金額×30%＋8万円

(2) 今後の予定

令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市介護保険条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和8年4月1日）

5 石巻市子育て短期支援事業の見直しについて（保健福祉部）

本市では、児童福祉法に基づき、令和4年度から保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、里親等において一定期間、養育・保護を行う石巻市子育て短期支援事業（以下「本事業」という。）を実施している。

本事業の実施にあたっては、適切な運営が可能な民間事業者や里親に委託可能となっているものの、民間事業者の確保が困難であったことから、里親への委託により事業を実施してきたところである。

本事業の利用者の更なる利便性向上を目的に、民間事業者への委託に向けた検討を進めてきたところ、先般、民間事業者の受入体制が確認でき、実施環境が整ったところであるが、本事業の対象が生後6か月から18歳に達する年度末までとなっており、生後6か月未満の乳児が対象から外れていることから、民間事業者への委託効果を高めるためにも、対象年齢を見直す必要が生じている。

また、令和7年4月25日に公布された、児童福祉法の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により、本事業を実施する委託先も含めた施設等職員に虐待の通報義務が課されたことから、本市においても取扱いを見直す必要が生じている。

石巻市子育て短期支援事業を見直し、児童の対象年齢の拡大及び本事業を実施する施設職員等による虐待発見時の通報を義務化するもの。

(1) 主な内容

本事業の民間事業者への委託を開始するとともに、取扱いについて次のとおり見直しを行うもの。

	改正後	改正前
児童の対象年齢	満18歳に達する日の属する年度の末日まで	生後6か月から満18歳に達する日の属する年度の末日まで
施設等職員から児童に対する虐待の通報義務	虐待の発見者の通報義務あり	虐待の発見者の通報義務なし

(2) 今後の予定

令和8年3月 石巻市子育て短期支援事業実施要綱改正（施行予定年月日：令和8年4月1日）
4月 市ホームページ等による周知

6 石ノ森萬画館観覧料の見直しについて（産業部）

石ノ森萬画館の管理運営費について、社会的な光熱費・燃料費・人件費等の増加に伴い増加傾向にある。また、現行の企画展示室観覧料は他のミュージアム等よりも安価な設定となっている場合が多く、常設展示室の改修により展示内容の充実化を予定している中、社会情勢等を鑑み、適正な料金設定を行うことが必要となる。

こうした状況を鑑み、同館の指定管理者である株式会社街づくりまんぼうより、観覧料の増額について協議の依頼があった。

社会情勢及び他のミュージアム等の料金設定を鑑みた料金設定とすることにより、石ノ森萬画館の展示等の充実を図り、本市における文化の発展と地域経済の振興を図るもの。

(1) 主な内容

石ノ森萬画館条例に定める額の範囲内で観覧料を改定する。

なお、2階常設展示室の改修工事に伴い1月29日から3月19日まで休館するため、観覧料の改定は3月20日の営業再開時において行う。

(2) 今後の予定

令和8年3月 石ノ森萬画館営業再開（1月29日～3月19日 展示改修工事に伴う休館）
観覧料改定
4月 指定管理者との年度協定締結

【その他】

- ・令和8年市議会第1回定例会における施政方針関係の対応について（復興企画部）
- ・議会懸案事項について（復興企画部）

以上